

「豊浦町地域おこし協力隊」募集要項

豊浦町は冷涼な北海道にあって比較的気候が温暖な道南に位置しています。

噴火湾(内浦湾)の海岸線に面し、JR 室蘭本線、国道 37 号、国道 230 号、北海道縦貫自動車道が通る交通の要衝で、札幌市から車で 2 時間の圏内にあるほか、近隣には洞爺湖温泉やニセコなどの観光地があります。

産業構成は、農業、畜産、漁業が盛んな第 1 次産業の町です。

農業では、特産の「豊浦いちご」をはじめ、様々な物が作られています。特に「豊浦いちご」と「豊浦ポーク」は豊浦町の特産品として有名で、毎年 6 月に「いちご豚肉まつり」を開催し、北海道各地より多くの来場者でにぎわいます。

しかしながら、日本を取り巻く少子高齢化の影響により、あらゆる面で担い手不足が、地域の高齢化を進行させ、地域の機能維持が困難な状況を引き起こしています。豊浦町においても、令和 2 年に実施した農業者アンケート調査の「5 年後には農業者が 34%減少する」という結果に現れているとおり、高齢化・後継者不足が進み、今後の担い手不足が深刻化している状況です。

この対策として、平成 14 年度から新規就農者の育成を実施しており、一定の効果を挙げているところですが、より対策に力を入れるため、平成 30 年度に廃校を改修した新規就農研修拠点施設を整備し、「豊浦いちご」の担い手を育成すべく令和元年度からの運用を開始、夫婦 4 組 8 名がいちご農家として就農、また現在も 1 組 2 名が農業研修をしています。

豊浦町では町内での農業活動を通じ、将来的に「豊浦いちご」での就農を目指す方を「地域おこし協力隊・農業支援員」として募集します。

1 募集人員

「地域おこし協力隊・農業支援員」数組(夫婦 1 組を基本としています)

※ 単身での応募も可能(要協議)

2 活動内容

- (1) 地域農業者のもとでの農業研修活動
- (2) 研修拠点施設における農業研修活動
- (3) 地域農業者の営農活動支援等、農業の振興に係る支援活動
- (4) 集落の一員としての様々な地域活動
- (5) その他地域活性化に係る支援活動

3 募集対象者

① 「地域おこし協力隊・農業支援員」

- (1) 「豊浦いちご」の作り手として新規就農を目指す夫婦

※ 単身の場合は要協議

- (2) 原則として令和 6 年 4 月 1 日現在 18 歳以上の方(上限は要協議)
- (3) 別添「北海道豊浦町新規就農の心得」に同意いただける方

- (4) 都市地域等から豊浦町に住民票を異動し移住する方(お住まいの地域が過疎地域などの条件不利地域に指定されていないこと)

※ 都市地域等:3 大都市圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県)と政令指定都市または地方都市(過疎山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村)

- (5) 普通自動車運転免許証(AT 限定の場合は要協議)を有し、自家用車を所有している又は所有できる方

- (6) 集落に溶け込み、住民とともに地域活動等に取り組むことのできる方
- (7) 心身共に健康で誠実に業務を行うことができる方
- (8) 活動期間終了時に豊浦町において就農して定住する意欲のある方
- (9) 就農後1年間無給であっても生活できる資金のある方
- (10) SNS等で情報発信のできる方
- (11) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

4 勤務地 豊浦町内

5 勤務日及び勤務時間

- (1) 1日7時間40分、週38時間30分勤務を基本とします。休日は活動ローテーションにより変動します。また、12月31日から翌年1月5日までは休日とします。
※ ただし、活動時間帯及び活動内容によっては変動する場合があります。

6 待遇等

「地域おこし協力隊・農業支援員」

- (1) 会計年度任用職員として豊浦町が雇用
- (2) 月額賃金159,075円/人(夫婦2人で318,150円)
- (3) 夏・冬のボーナスあり(各2.3ヵ月分、年間合計4.6月分)
※ 初年度6月手当分については2.3ヵ月×30%
- (4) 社会保険等(厚生年金・健康保険・雇用保険)に加入します。(自己負担有)
- (5) 有給休暇を10日付与します。
- (6) 活動期間中の住居家賃については、50,000円を上限に町が負担します。
- (7) 光熱水費として、月額15,000円/組を支給します。
- (8) 通信費として、月額5,000円/組を支給します。
- (9) 活動車両は、自家用車両を持ち込み下さい。月額20,000円/組を借上料と燃料費として支給します。
- (10) 本町までの交通費、引越費用、生活備品、光熱水費、その他経費は本人負担となります。

7 雇用形態・期間等

地方公務員法第17条及び第22条の2に規定する会計年度任用職員として豊浦町長が任用します。

- ※ 期間は、採用の日から当該年度末までとします。
- ※ 次年度から年度毎に再任用ができるものとし、任用の最長期間は3年とします。
- ※ 毎年度末に次年度の雇用について、活動内容により判断をさせていただきます。

8 応募手続

① 応募受付期間

- ・ 随時(※募集人員に達した場合、締め切ります)
- ・ 郵送で受け付けます。
- ・ 随時受け付けます。

② 提出書類

- ・ 履歴書(写真貼付、必ずメールアドレスを記入すること)
- ・ 運転免許証のコピーまたは住民票(本人分)
- ・ 地域おこし協力隊活動目標レポート

「地域おこし協力隊に応募された動機、意気込み」と「将来豊浦町でどのような農業を目指すか」の2つをテーマとしてレポートを作成し提出して下さい。(体裁は自由)

※ 選考結果に関わらず、応募書類は返却しませんので御了承ください。

③ 申し込み・お問い合わせ先

〒049-5492 北海道虻田郡豊浦町字船見町 10 番地

豊浦町役場農林課農林係【担当:朽葉 (くちば)・水上 (みずかみ)】

Tel:0142-83-1410 Fax:0142-83-2129

E-mail:nousei@town.hokkaido-toyoura.lg.jp

9 選考

① 第1次選考:書類選考の上、随時文書またはメールで通知します。

② 第2次選考:第1次選考合格者を対象に、豊浦町役場で第2次選考試験(面接)を行います。(詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。)

第2次選考試験のために必要な交通費等は個人負担となります。

③ 最終選考結果の報告第2次選考試験終了後、概ね1週間以内に文書で通知します。

※ 選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられませんので予めご了承ください。

10 その他

・ 募集に関する質問は、「地域おこし協力隊募集に係る質問事項について」と、見出しをつけて、文書により行ってください。

・ 質問は郵送、ファクス、メールで受け付けます。電話での質問は受け付けませんので、ご注意ください。

・ 質問書には「質問内容」の他、「住所」「氏名」「ファクス又は E メールアドレス」を明記してください。

・ 質問に対する回答は、質問者にメール又はファクスで行います。

※ 賃金等については、予算成立が前提となります。

※ 今後、関連条例や要綱の改正により、内容等変更が生じる場合があります。